

論文提出時に必要な研究倫理審査について (人を対象とした研究を実施する場合)

**多機関共同研究の一括審査として
他機関の倫理審査を受ける場合**

多機関共同研究の一括審査として、他機関で倫理審査を受ける(受けた)

- a. はい(本学では倫理申請をしない)
- b. はい(本学でも倫理申請を行う)
- c. 多機関共同研究ではないが、本学以外で当該研究の全体について倫理審査委員会の審査を受ける(受けた)

c

本学(荒川C)の倫理審査手続きへ

※所属学域により対応が異なるので注意

- a. 看護科学域 作業療法科学域
- b. 理学療法科学域 放射線科学域 HPS学域

※FHS学域は学域に相談の上、指示された手続きを行う

他機関での倫理審査承認後、荒川キャンパス研究倫理委員会には以下の書類①②③の写しを添付して「**迅速審査**」の手続きを行い、「**承認の審査結果**」を受けること。

- ①多機関共同研究における一括審査で承認を受けた際の申請書類等一式
- ②倫理審査結果が確認できる証明書
- ③倫理審査委員会の委員の出欠状況が確認できる書類

他機関での倫理審査承認後、荒川キャンパス研究倫理委員会には以下の書類①②③の写しを添付して「**研究実施許可申請書**」を提出し、「**研究実施許可**」を受けること。

- ①多機関共同研究における一括審査で承認を受けた際の申請書類等一式
- ②倫理審査結果が確認できる証明書
- ③倫理審査委員会の委員の出欠状況が確認できる書類

論文提出者が研究責任者

- a. はい
- b. いいえ

学位論文提出

次に該当する場合は③、④の書類も論文提出時に添付すること。

- 1 多機関共同研究において、研究代表者が学位論文提出者と異なる場合
- 2 他機関での倫理審査結果証明書の研究責任者が学位論文提出者と異なる場合
- ③本学の学位論文として提出予定の研究が当該研究プロジェクトの一部であることがわかる内容の書類
- ④本学の学位論文として提出することに対して、研究代表者(又は研究責任者)の承諾書(書式任意)又は、他機関での研究倫理委員会で承諾が得られていることが確認できる書類

用語の定義

研究責任者：研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者

研究代表者：多機関共同研究を実施する場合に、複数の研究機関の研究責任者を代表する研究責任者

多機関共同研究：一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究

論文提出時に必要な研究倫理審査について
(人を対象とした研究を実施する場合)

本学（荒川C）で倫理
審査を受ける場合

論文提出者が研究責任者

【全学域共通】

- a. はい
- b. いいえ

b

論文提出者が倫理申請を行う

- a. はい
- b. いいえ（本学教員又は他の本学学生等が申請を行う）

a

荒川キャンパス研究倫理委員会に「通常審査」
又は「迅速審査」の手続きを行い、「承認の審査結果」を受けること

a

b

研究代表者（又は研究責任者）と倫理審査書類の申請者が異なる場合は、申請書類備考欄に次の点を記載すること。

- ①研究代表者（又は研究責任者）の研究テーマと、学位論文として提出する研究との関連性
- ②研究代表者（又は研究責任者）の承諾が得られていること

プロジェクトの研究責任者がプロジェクト全体として倫理審査を受ける場合は、倫理審査申請書類に次の点を記載すること。

- ①共同研究者欄に学位論文提出者が入っていること
- ②研究計画書「XII. 研究に関する情報公開の方法」の「XII-2. 研究結果の公表」欄の「修士論文・博士論文として公表する」にチェックを入れ、学位論文タイトルと論文提出者氏名を記載すること
- ③学位論文として提出する研究についての詳細が読み取れる研究計画になっていること

※学位論文提出時にはプロジェクトで承認を受けた審査結果通知書の写しを添付すること
※共同研究者欄に学位論文申請者が入っていない場合、本学での倫理申請を行うこと

倫理審査へ

用語の定義

研究責任者：研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者

研究代表者：多機関共同研究を実施する場合に、複数の研究機関の研究責任者を代表する研究責任者

多機関共同研究：一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究